

# 生涯現役プランの概要

## (充実した職場で一緒に働きましょう！)

鼓ヶ浦整肢学園では、職員の意欲と能力を高められるよう、平成29年10月以降、賃金の引上げや雇用の上限年齢の廃止などの取組みをさらに進め、働きやすい職場づくりを進めています。充実した職場で一緒に働きましょう！

### 1 福祉・介護職員処遇改善加算の導入（平成29年10月～）

介護職場に勤務する直接処遇職員（臨時、パートを含む）に対して、賞与支給時に、国の制度に基づく「処遇改善手当」を支給します。

### 2 臨時職員等の単価アップ（平成29年10月～）

- ① 臨時職員・嘱託職員の給料月額 ⇒月3,010円のアップなど
- ② パート職員の時給 ⇒時給30円のアップ

### 3 紹介手当の新設（平成29年11月～）

就職を希望する方を学園に紹介し、その方が正規職員として採用された場合に、紹介した職員に「紹介手当（最大で現金20万円）」を支給します。

※臨時職員として採用された場合の紹介手当は、最大で6万円。

### 4 入職祝い金の新設（平成29年11月～）

新たに、正規職員又は臨時職員として採用された方に対して、学園からの「お祝い」として、採用後最初の賞与支給時に、現金3万円を支給します。

### 5 研究奨励金の新設（平成29年11月～）

職員が、研究成果を学園外の研修会等で発表した場合に、「研究奨励金（3万円相当のギフト券等）」を支給します。

### 6 無期雇用契約への転換の申し出（平成30年4月～）

臨時職員等で通算契約期間が5年を超えた場合は、契約期間の無期転換を申し出ることができます。

### 7 正規職員の定年後の再雇用期間の廃止（平成30年4月～）

正規職員を退職して満65歳まで再雇用された方は、勤務実績等により、年齢を気にせずに、引き続き、勤務することができます。

### 8 臨時職員等の雇用の上限年齢の廃止（平成30年4月～）

臨時職員等は、勤務実績等により、年齢を気にせずに、引き続き、勤務することができます。